

赤穂市民病院寝具・リネン総合管理業務
共通仕様書

令和7年9月

赤穂市民病院総務課

1 目的

病院所有のリネン類の洗濯、院内の集配及び寝具の供給等の寝具、リネン類の総合管理を行うことにより、患者へ衛生的な診療環境の提供及び職員の労働環境の整備並びに病院業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 業務場所

(1) 赤穂市民病院

- ・所在地 兵庫県赤穂市中広 1 0 9 0 番地
- ・施設構造 R C 造 地上 7 階・塔屋 1 階建
- ・延床面積 3 3, 3 9 1 m²
- ・病床数 3 6 0 床（一般病棟 3 5 6 床 感染症病棟 4 床）

(2) 赤穂市民病院研修医宿舎

- ・所在地 兵庫県赤穂市加里屋 3 2 8 9 番地 1
- ・施設構造 R C 造 地上 3 階建
- ・延床面積 8 4 9 m²
- ・居 室 一般居室 2 0 部屋 会議室 1 部屋 倉庫 1 部屋

※ 訪問看護ステーション併設

3 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

※ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 号の 3 の規定による長期継続契約とし、本件契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算における本件契約の減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を変更又は解除するものとする。

4 業務概要

本件業務は次の各契約によるものとし、業務内容は各業務の特記仕様書に定める。

(1) 寝具類賃貸借契約

寝具類等（入院患者用、診療用、当直・仮眠室用外）の賃貸借及び更生

(2) 院外洗濯業務委託

院内のリネン類、衣料品等（病院所有品）を引き取り、外部で洗濯後に納品する。

(3) リネン類管理業務委託

リネン類の在庫管理、院内回収・搬送、病室、当直室等のベッドメイキングを行う。

5 受注者の責務

(1) 当院の役割・機能への対応

受注者は当院の役割を理解し、当院職員と協力連携するとともに、災害時や感染症発生時

においても機能を維持できる業務継続体制を構築すること。

(2) 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、クリーニング業法等の関係法令に基づき、かつ一般財団法人医療関係サービス振興会の認定基準の規定等に関連する全ての法令等を遵守すること。また、当院の経営理念、運営方針等に従って本業務を行うこと。

(3) 守秘義務

患者の個人としての尊厳を最大限尊重し、その人権を擁護しつつ、業務中に知り得た患者に関わる事項及びその他病院運営に関わる事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間中のみではなく、業務契約の解除、期間終了後及び業務に従事する者（受託責任者、作業員）が従事しなくなった場合も同様とする。

(4) 訓練等

当院が実施する訓練（消防・防災等）に積極的に参加、協力すること。

6 統括責任者

受注者は、本件業務の履行に係る責任者（以下「統括責任者」という。）を選任し、発注者にその氏名その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。なお、統括責任者が変更になる場合も同様とする。

7 統括責任者の職務

統括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 受注者の責任者として、業務全体の指揮、監督、労務管理、従事者への定期的な指導・教育訓練の実施及び労働安全衛生の確保を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書及びその他関係書類等により、業務内容を十分把握すること。
- (3) 発注者との調整や報告等総括的な業務を行うこと。
- (4) その他本業務を統括するにあたり必要な業務。

8 院内施設の使用

発注者は、業務に必要な事務室、休憩室等について、契約期間中受注者に無償で使用させるものとし、受注者は、その使用に関して清掃等善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。また、使用上の瑕疵による毀損、汚損等の場合は受注者が弁償するものとする。

9 費用負担

本業務における経費の負担区分については、表 1 のとおりとし、記載のない事項については発注者と受注者で協議のうえ決定する。

表 1：経費負担区分

項 目	発注者	受注者
業務に必要な光熱水費	○	
業務に使用する部屋及び設備の維持管理に要する費用	○	
業務に必要な事務用品等		○
被服（制服・名札等）に関する費用		○
使用済洗濯物の収集運搬を行うカート類、回収ボックス等（※）		○

※各部署の洗濯物回収ボックスを除く。

10 提出書類

- (1) 統括責任者選任届
- (2) 各業務の特記仕様書に定める書類。

11 検査及び委託料の支払い

各業務の特記仕様書に定める。

12 服務規律

受注者は、従事者に次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 品位を保つこと。
- (2) 発注者の名誉、信用を失墜させる行為の禁止。
- (3) 患者、見舞客等来院者に対して誠意ある適切な対応を行うこと。

13 仕様書の改定及び契約の変更

本件仕様書の内容について、発注者と協議の上、改定することができる。また、仕様書の改定に伴い、必要に応じて契約変更を行うものとする。

14 業務の引継ぎ

受注者は各業務に係る契約の満了又は解除に伴い業務を停止する時は、当院の運営に支障が無いように業務の引継ぎ又は引き渡しを行うこと。なお、業務の引継ぎにかかる費用は受注者の負担とする。

15 第三者委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- (3) 委託者は、受託者に対し、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、名称その他

必要な事項の通知を請求することができる。

15 疑義の解釈

本仕様書及び各業務の特記仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。ただし、本件業務において当然必要と認められる業務等については、受注者の良識ある判断に基づき行わなければならない。

<個人情報取扱事務特記事項>

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3条 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集期限)

第4条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第5条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6条 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(還付義務等)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を処理するため収集、作成した個人情報について、保有する必要がなくなったときは、速やかに、かつ、確実に破棄し、又は消去しなければならない。

(調 査)

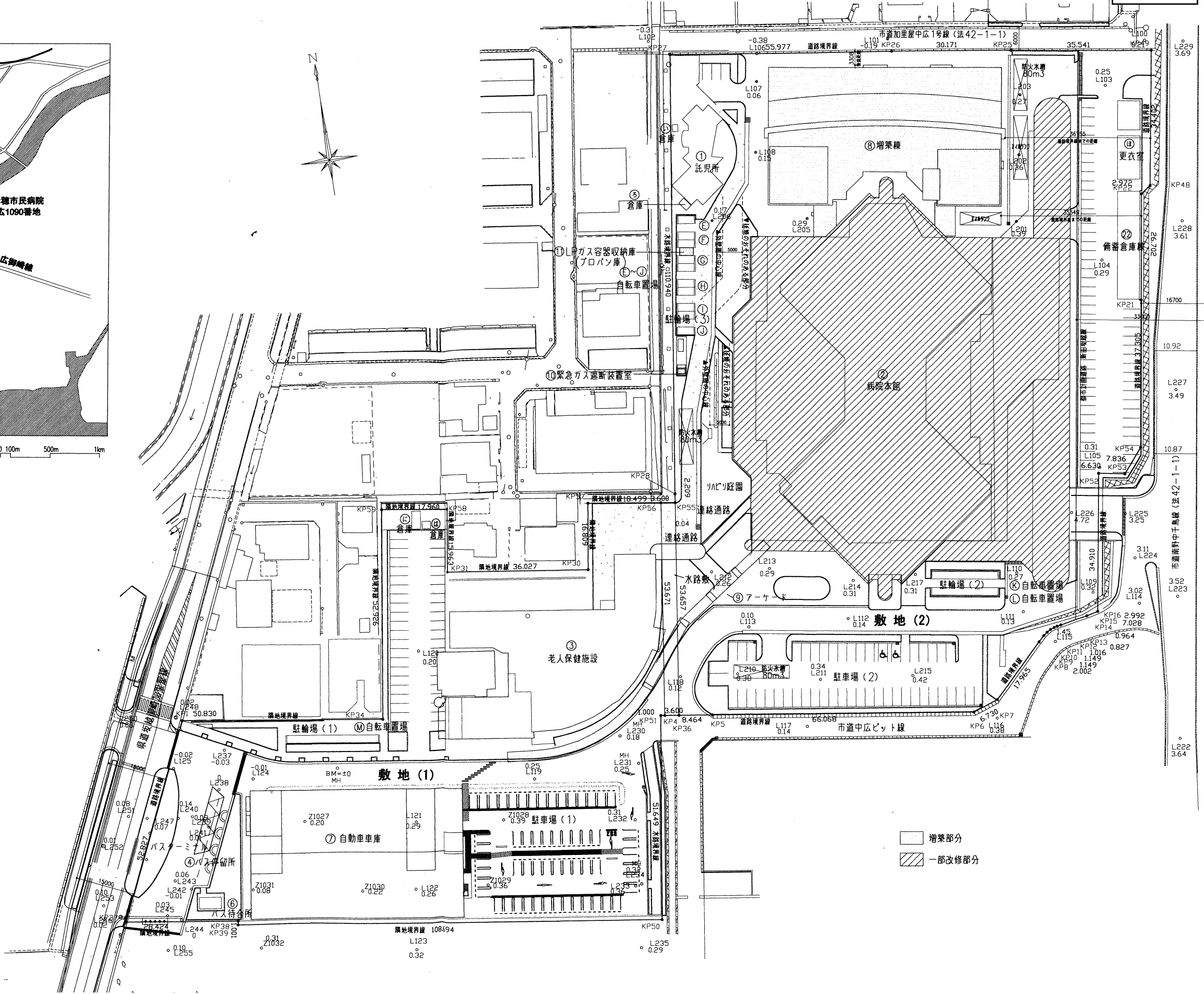
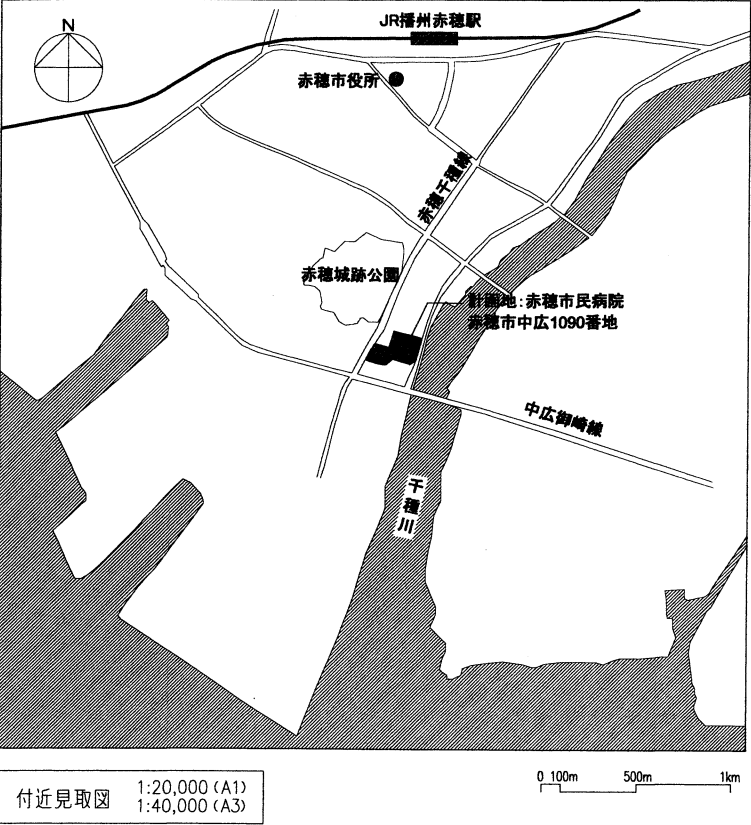
第10条 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(指 導)

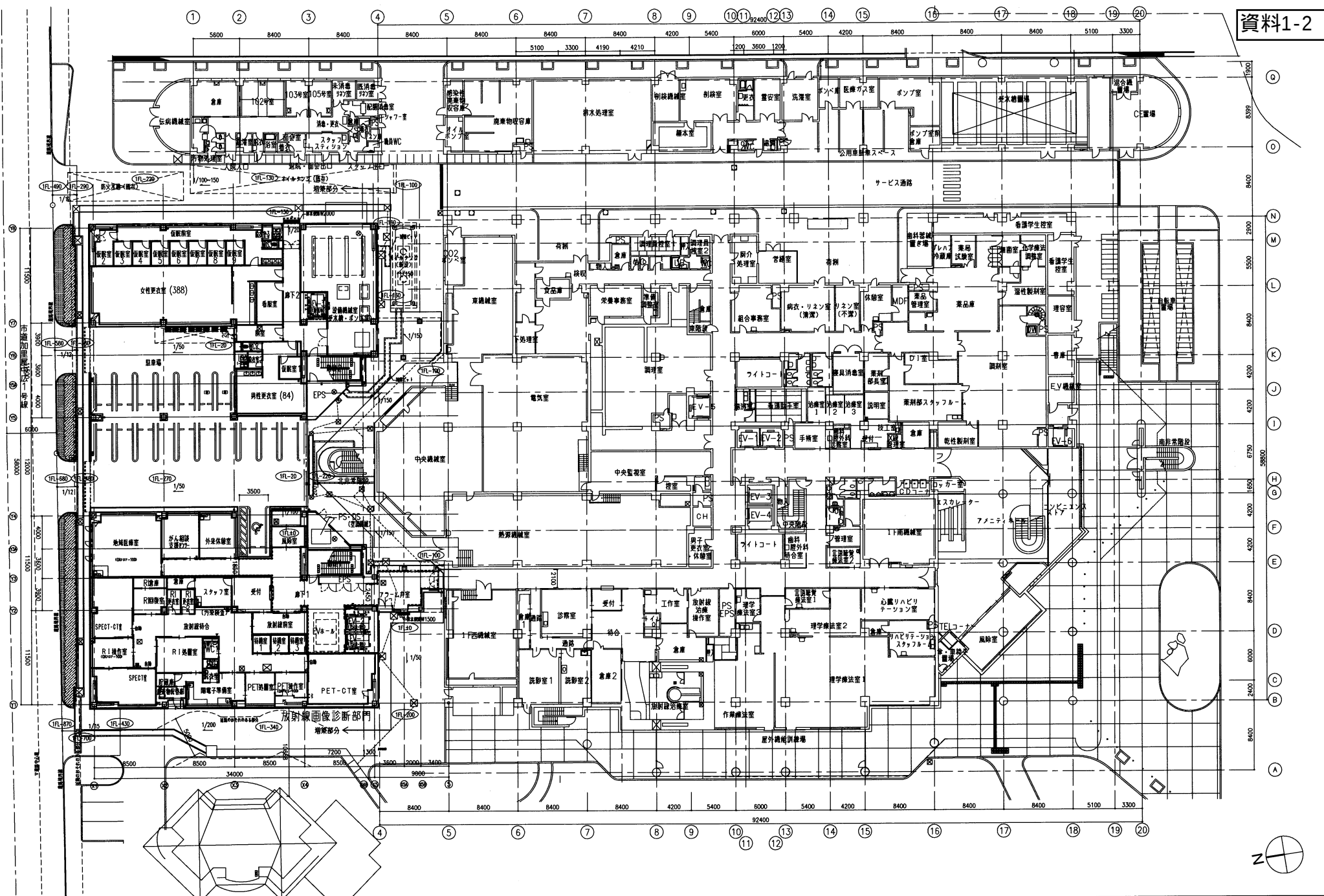
第11条 発注者は、受注者が事務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適當と認められるときは、必要な指導を行うことができる。

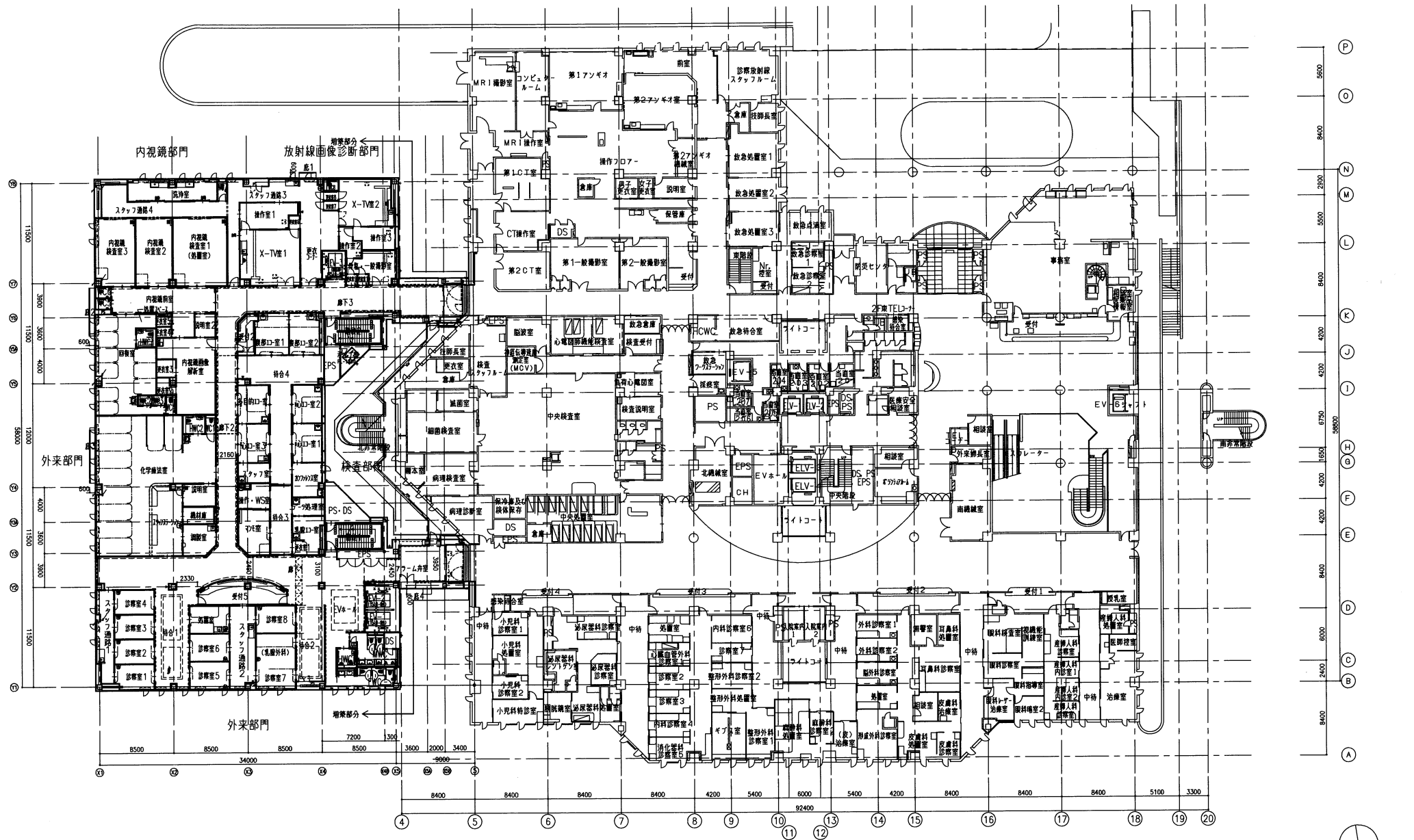
(事故発生時における報告)

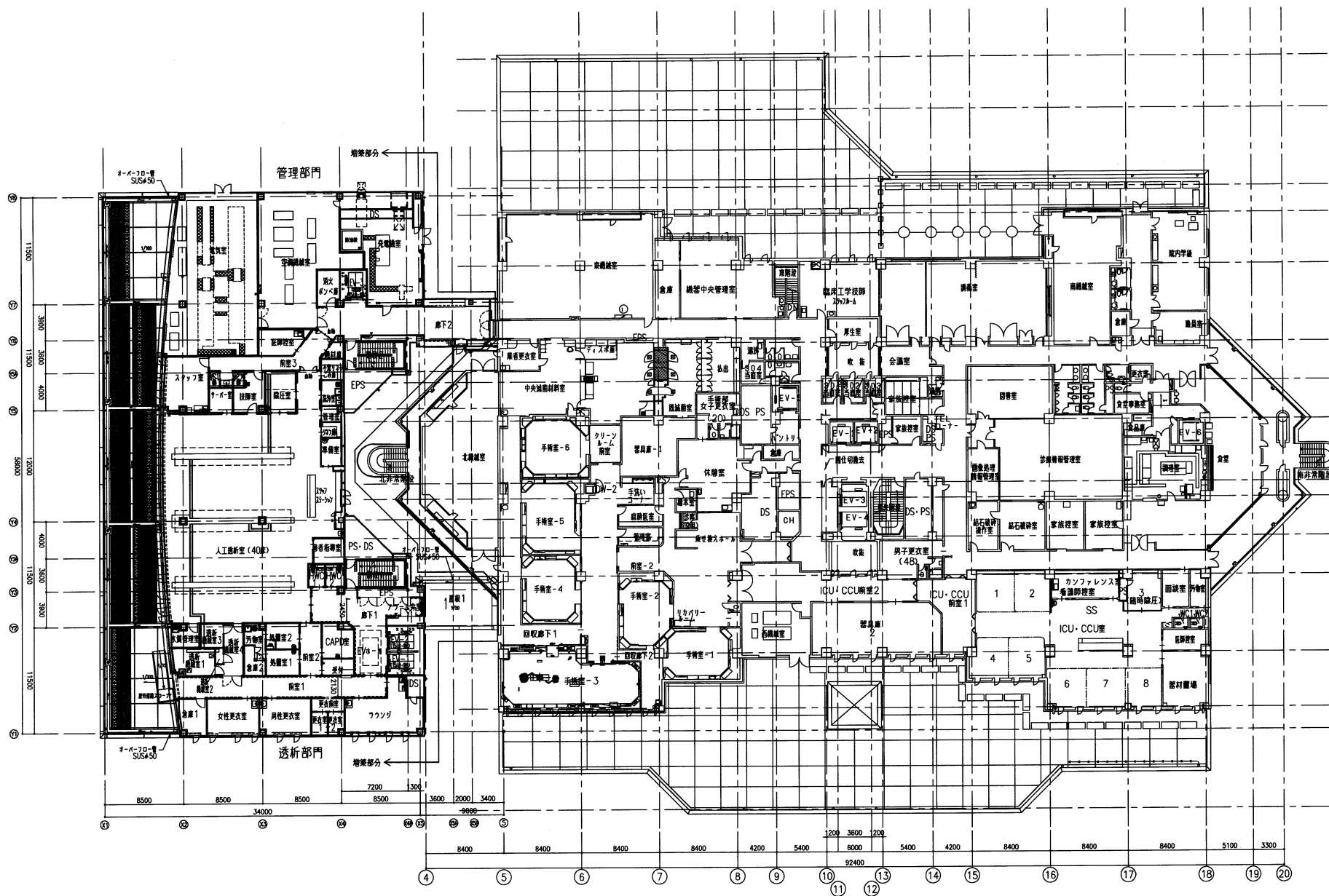
第12条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

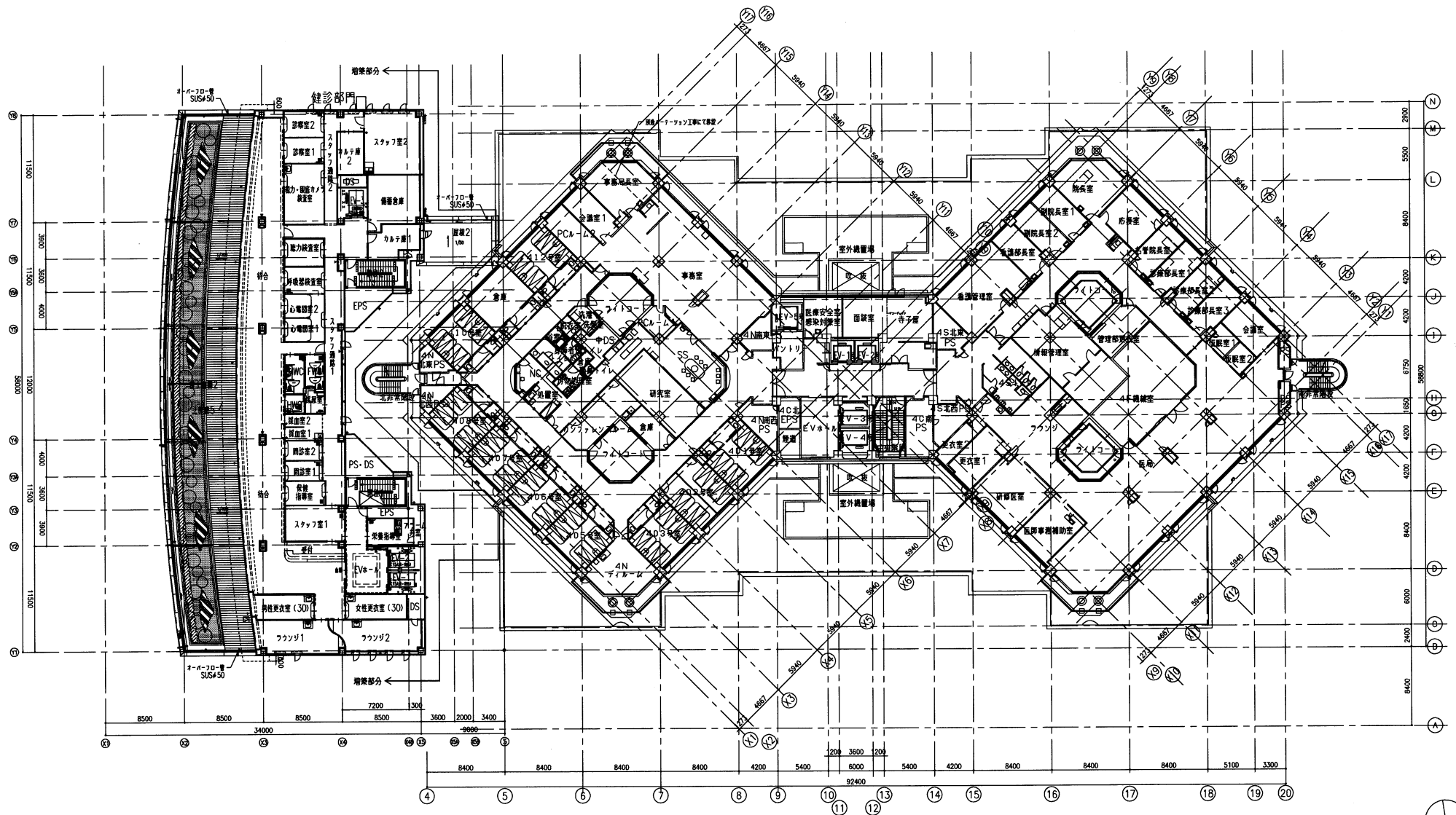


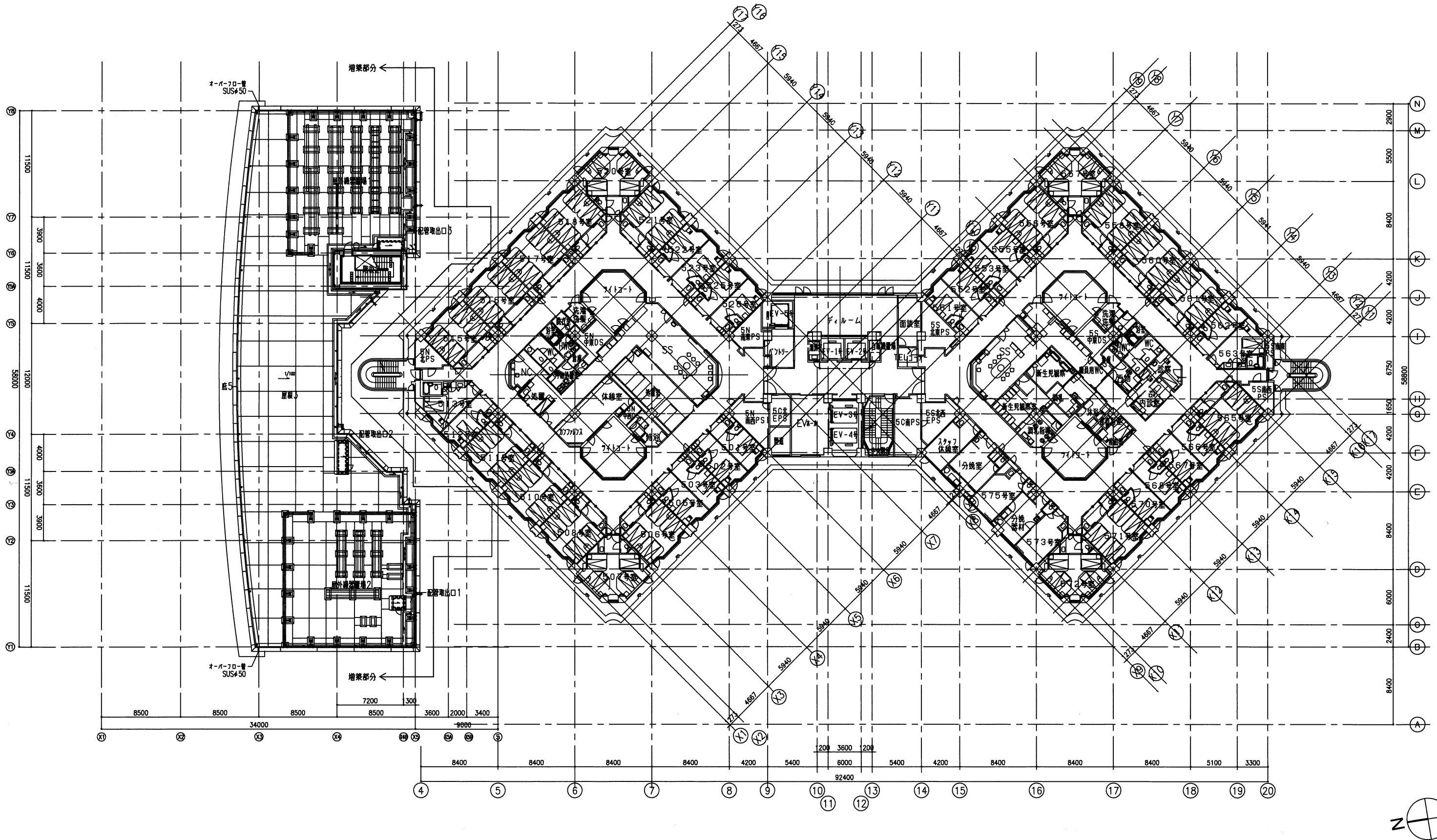
赤穂市民病院 配置図、付近見取図

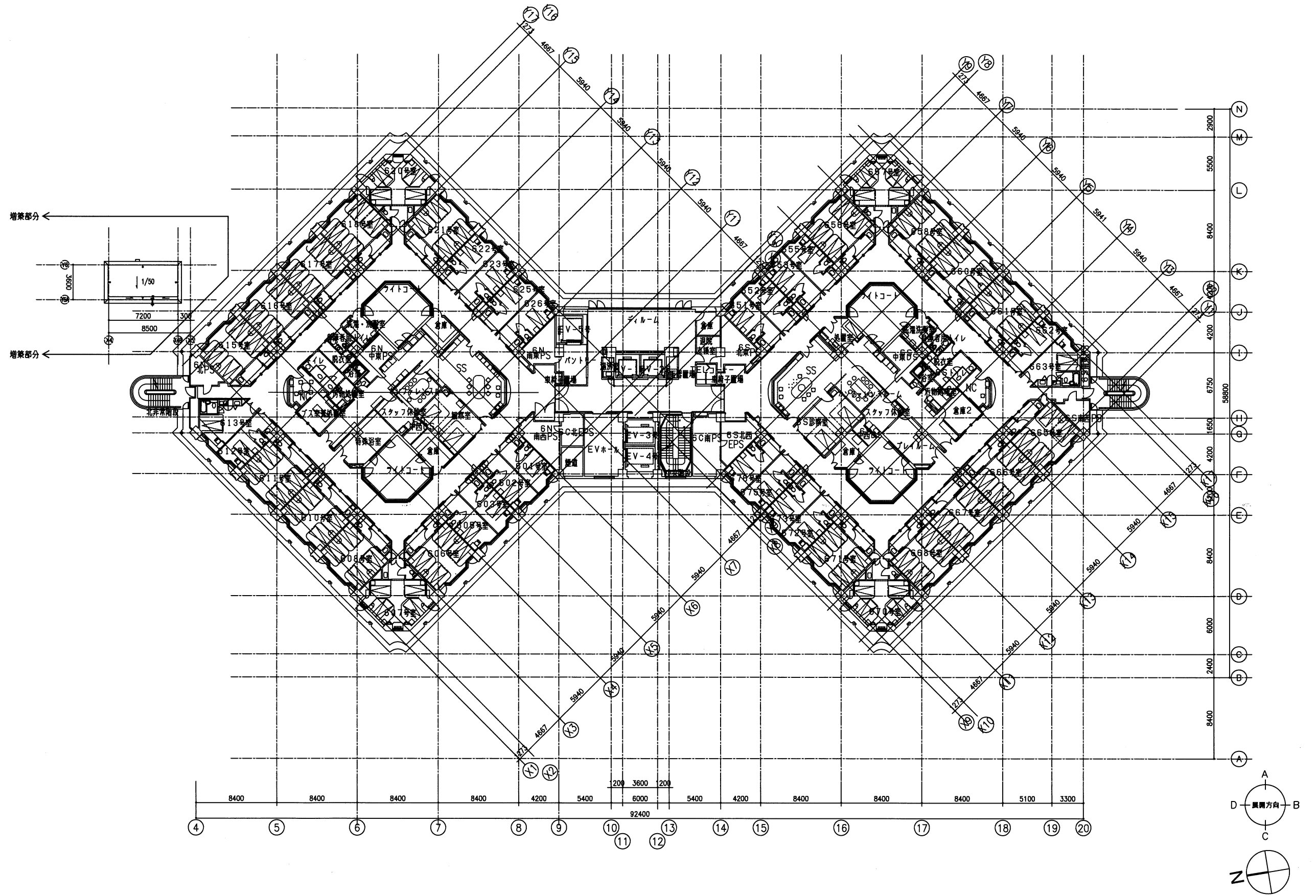


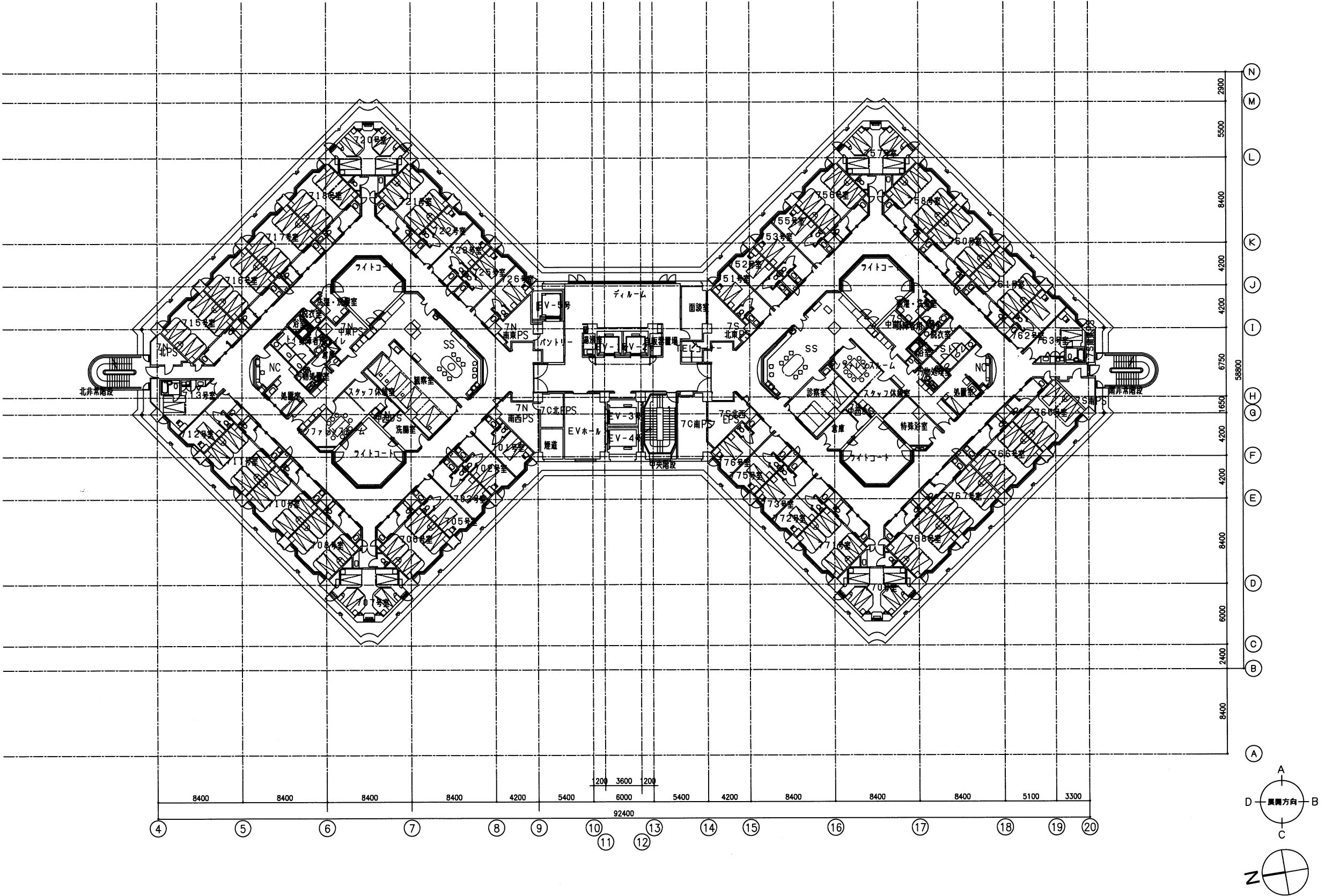


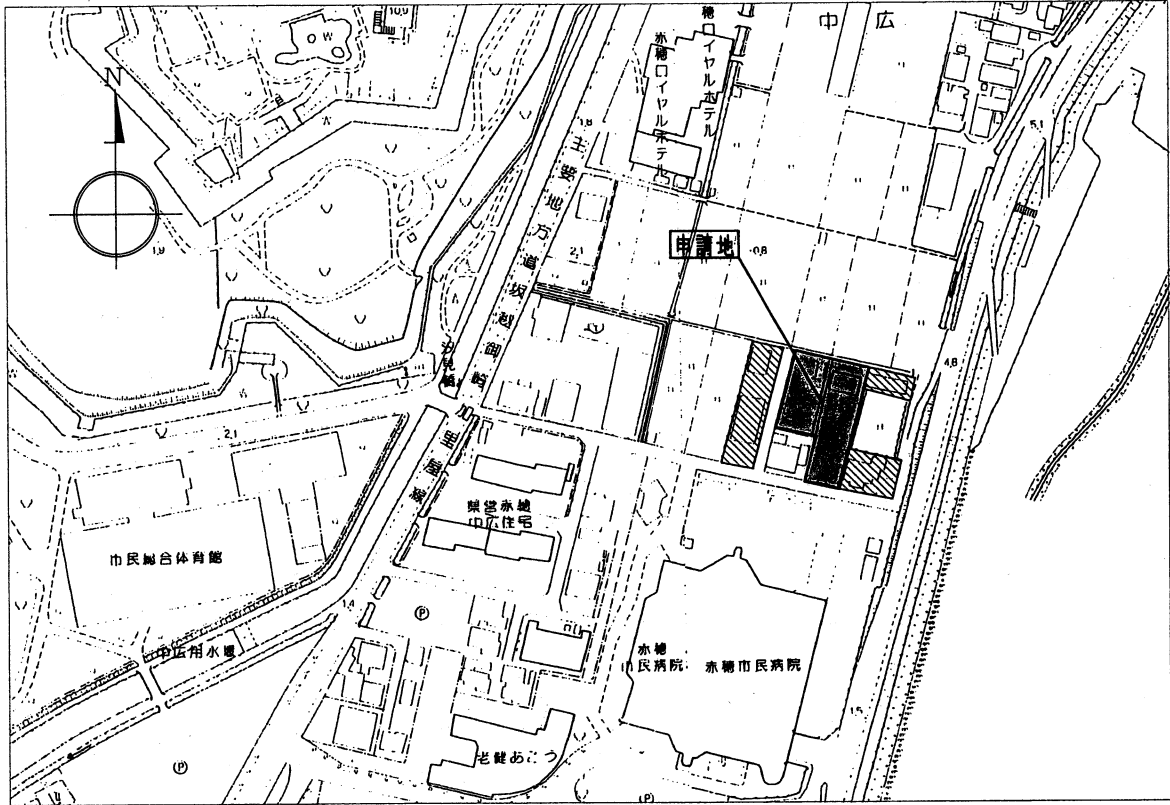








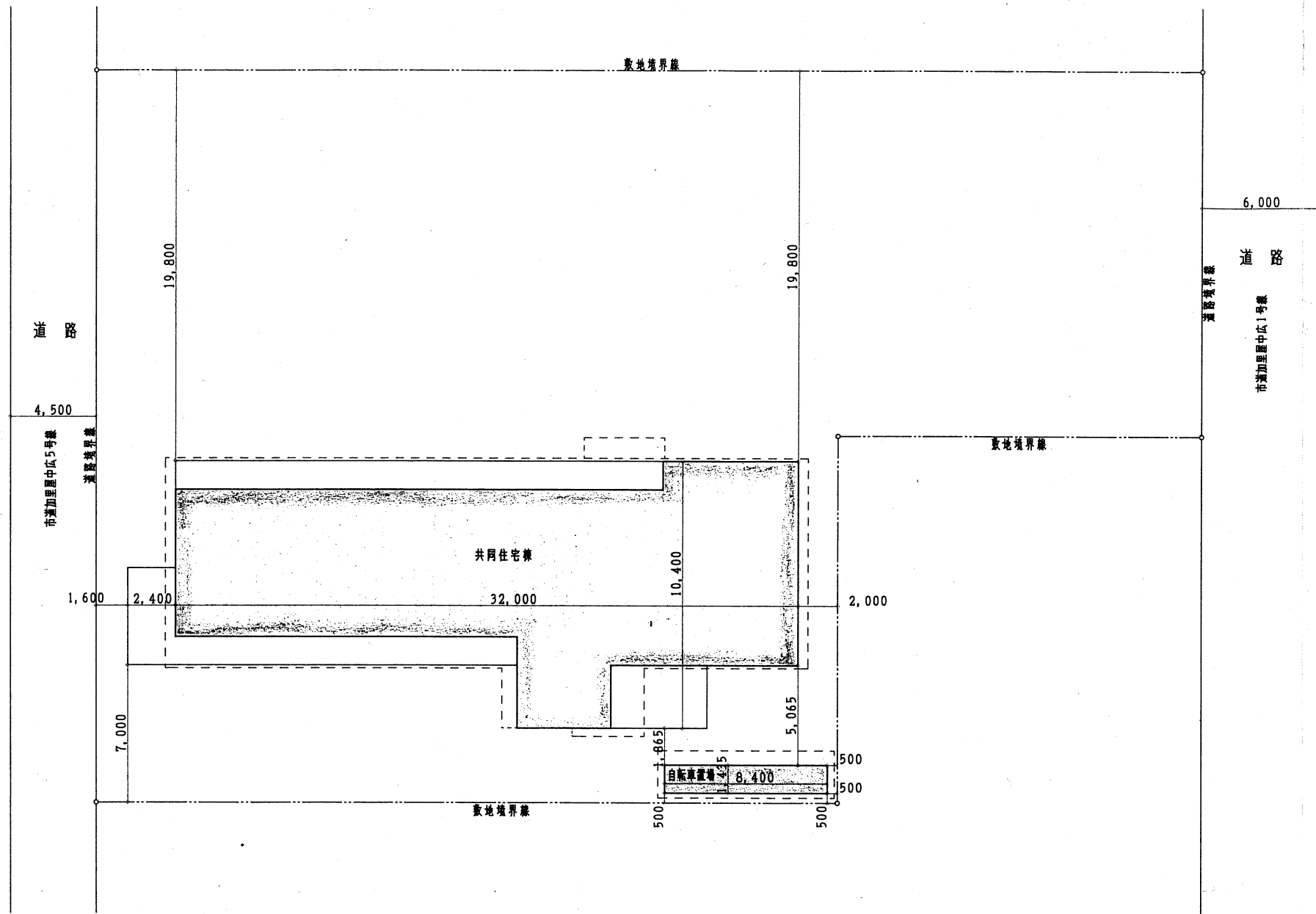
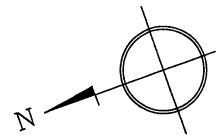




附近見取図

凡 例	
建物調査対象区域	

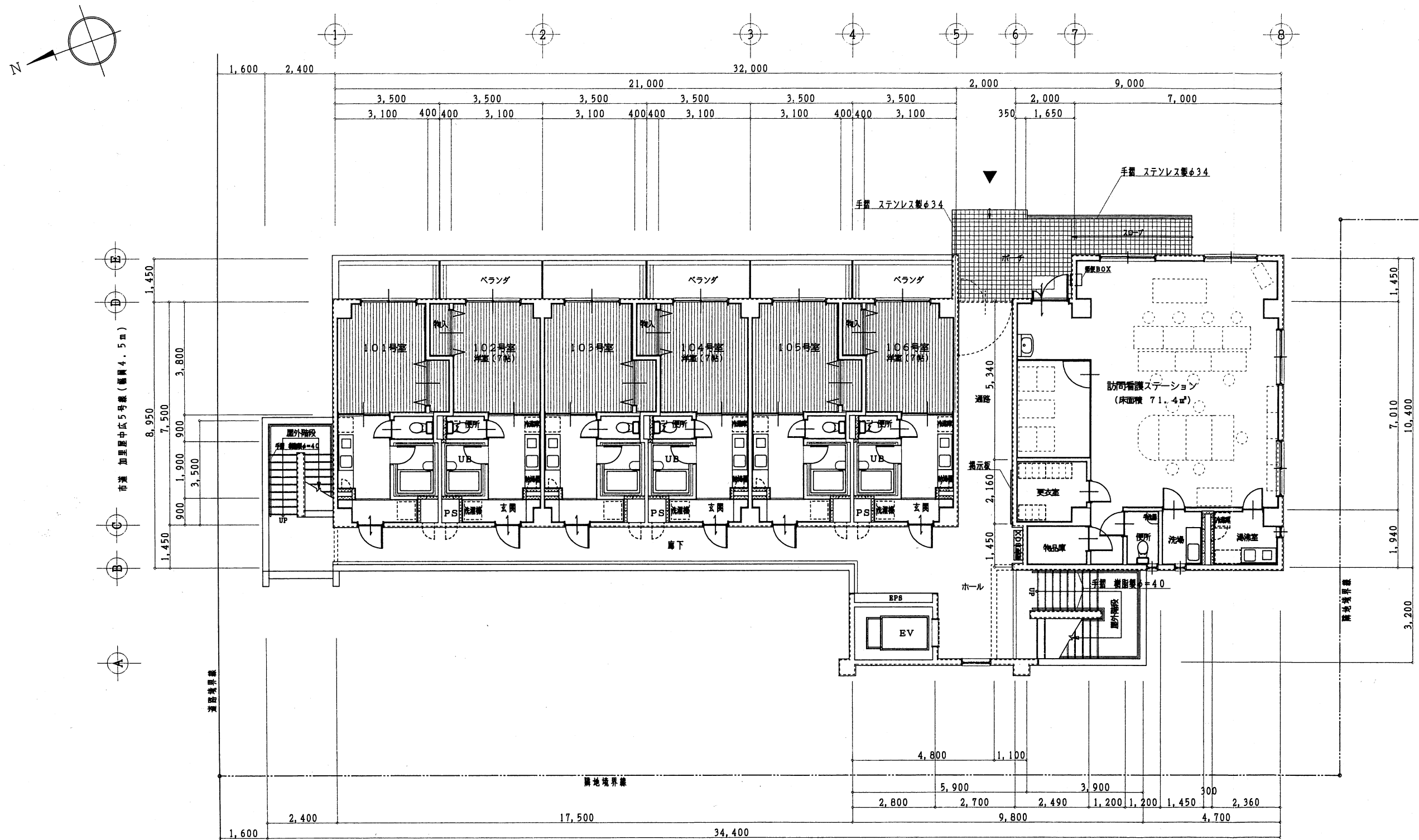
求 積 表					
敷 地 面 積					1758.12
A棟 1階床面積	32.000	X	7.500	240.000	
	7.000	X	1.450	10.150	
	14.500	X	1.450	21.025	
	5.900	X	3.200	18.880	
				290.055	290.05
2階床面積	32.000	X	7.500	240.000	
	14.500	X	1.450	21.025	
	5.900	X	3.200	18.880	
				279.905	279.90
3階床面積	32.000	X	7.500	240.000	
	5.900	X	4.650	27.435	
				267.435	267.43
延床面積					837.38
B棟 床面積	8.400	X	1.435		12.05
全 床 面 積					849.43
建 築 面 積	$290.05 + 12.05 + 0.600 \times 21.000 + 4.000 \times 1.650 +$				
	$17.500 \times 0.600 + 1.500 \times 4.950 + 2.900 \times 3.200$				348.50
建 ペ イ 率	348.50	/	1758.12		19.82 %
容 積 率	837.38	/	1758.12		47.62 %



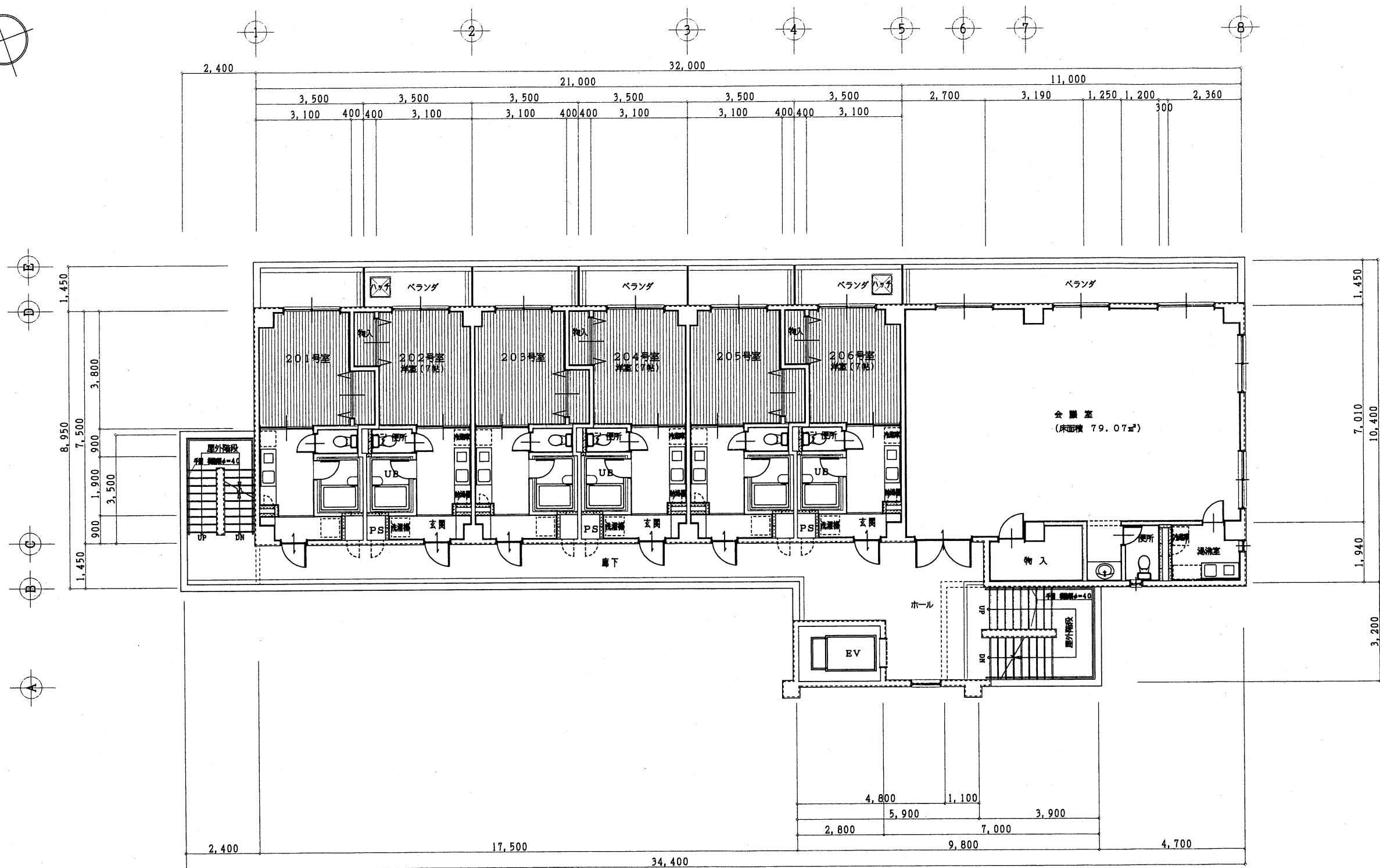
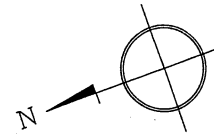
市民病院敷地

配置図 1/200

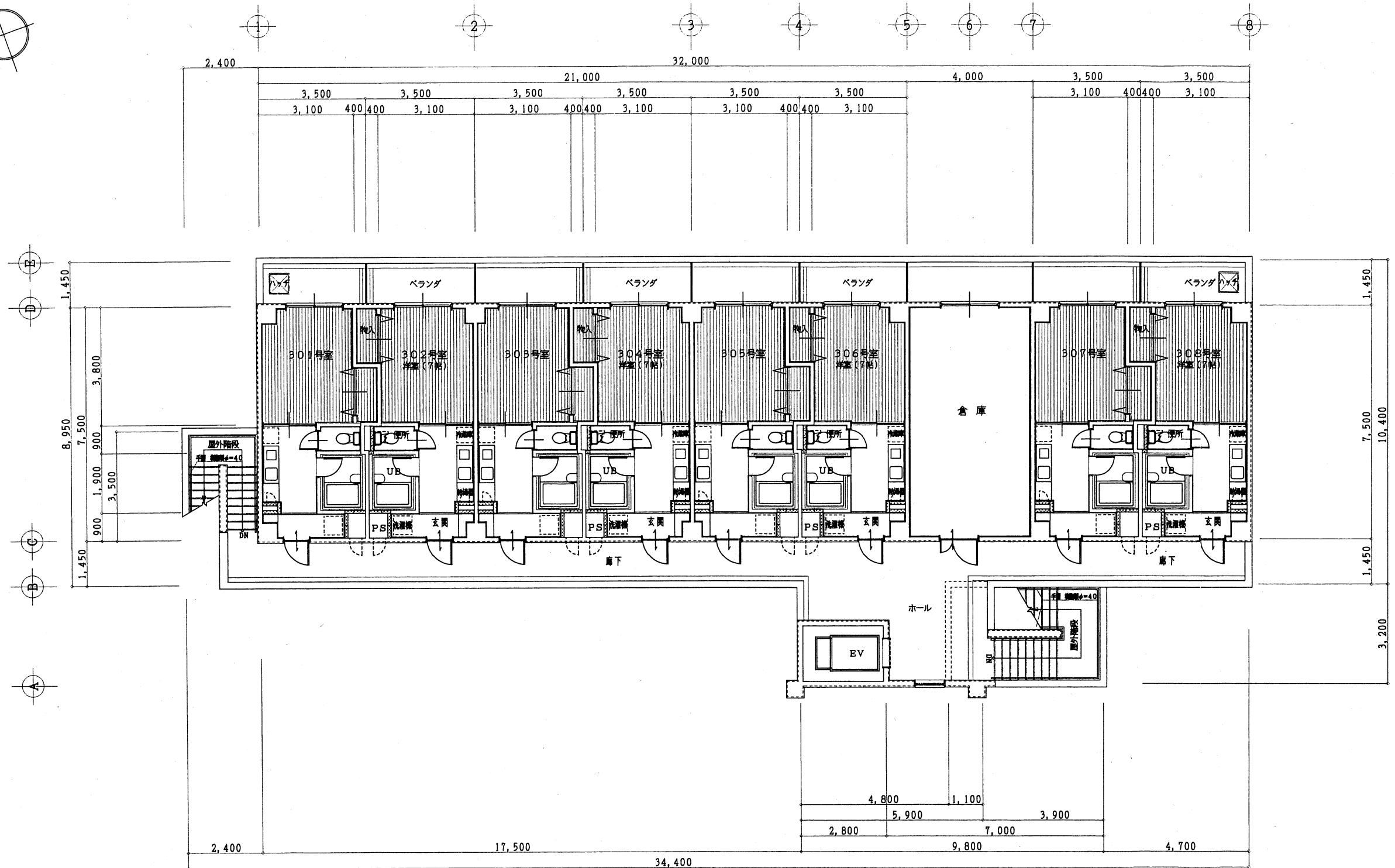
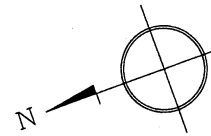
凡例	
申請建物	
敷地境界線	-----
道路境界線	=====
庄の先	[-----]



1階 平面図 1/100



2階 平面図 1/100



3階 平面図 1/100

附記:	測量 年 月 日 設計 16年 8 月 日 審査 16年 8 月 日	SEI ARCHITECT PLANNING CO., LTD.  (株)正一級建築事務所 TEL(0791)52-0444 FAX(0791)52-0910	管理建築士 山本正夫 一般建築士 山本正夫 担当 者	設計 施 縮尺 1/100	名 称 市民病院研修医宿舎新築工事 図面名 3階 平面図	図面 施 17 枚の内
-----	--	--	----------------------------------	------------------	---------------------------------	-------------------